

静岡県公安委員会規則第4号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第11条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>IT資源の利活用による事務の能率化に関すること。</u></p> <p>(3) <u>警察庁情報管理システムにおける利用者管理等の運用に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(警務部の分課及び附置機関)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教養課に、術科指導室及び<u>静岡県警察通訳センター</u>（以下「<u>通訳センター</u>」という。）を附置する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第14条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>本部、警察署間の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(教養課の所掌事務)</p> <p>第16条 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第11条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>電子計算組織による情報の管理に関する企画、調整及び開発に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(警務部の分課及び附置機関)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教養課に、術科指導室及び<u>静岡県警察国際センター</u>（以下「<u>国際センター</u>」という。）を附置する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第14条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(教養課の所掌事務)</p> <p>第16条 教養課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(6) 通訳センターの業務に関すること。

(7) (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

第23条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) (略)

(運転免許課の所掌事務)

第46条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 運転免許の再試験の実施に関すること。

(3) (略)

(4) 取消処分者講習に関すること。

(5) 運転免許取得時講習に関すること。

(6) 初心運転者講習に関すること。

(7) 高齢者講習に関すること。

(8) 更新時講習に関すること。

(9)・(10) (略)

(11) 運転免許の登録に関すること。

(12) 運転免許の照会業務に関すること。

(13) (略)

(運転者教育課の所掌事務)

第47条 運転者教育課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 運転免許の行政処分に関すること。

(2)～(6) (略)

(6) 国際関係事務の企画及び通訳に関すること。

(7) (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

第23条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) サイバーセキュリティ戦略に関すること。

(3) (略)

(運転免許課の所掌事務)

第46条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 運転免許に係る講習に関すること (運転者教育課の所掌に属するものを除く。)

(4) 高齢運転者支援に関すること。

(5)・(6) (略)

(7) 運転免許の行政処分に関すること (運転者教育課の所掌に属するものを除く。)

(8) 運転免許の登録及び照会業務に関すること。

(9) (略)

(運転者教育課の所掌事務)

第47条 運転者教育課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 運転免許の行政処分に関すること (運転免許課の所掌に属するものを除く。)

(2)～(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年3月29日から施行する。